

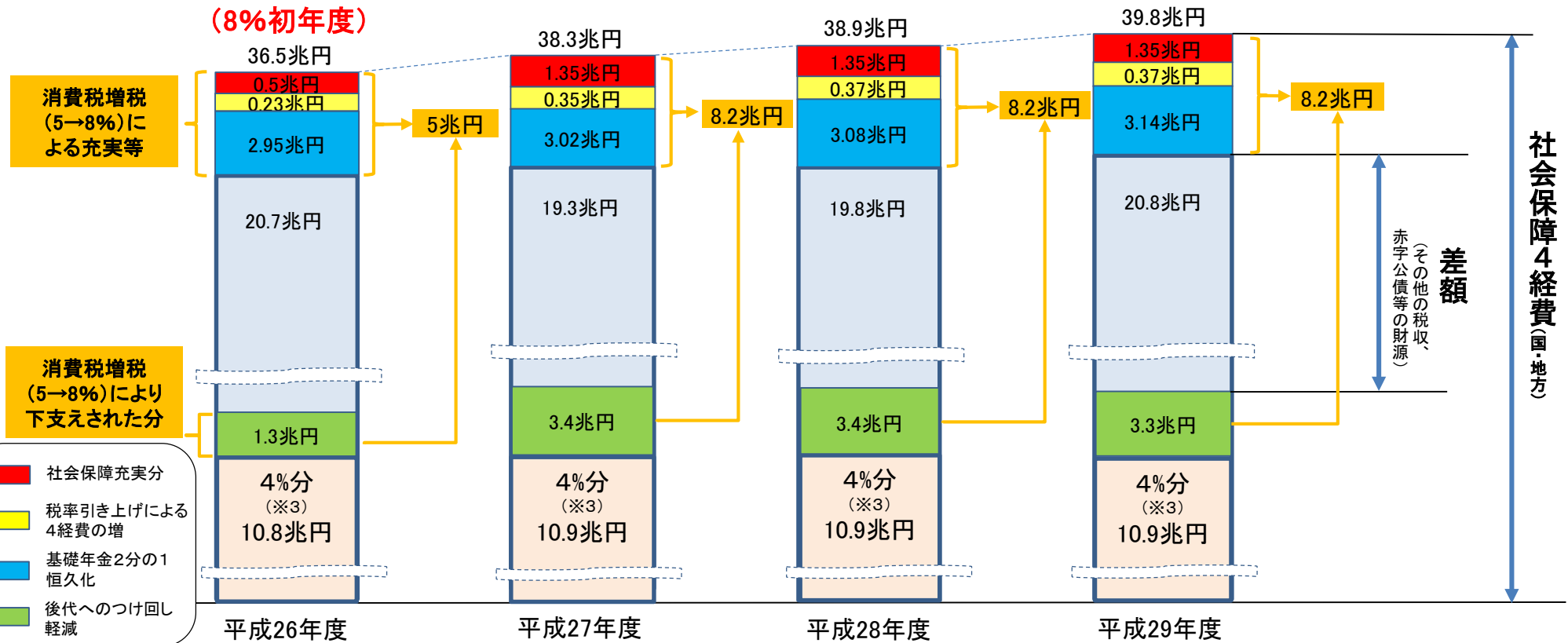
# 社会保障と税の一体改革における財源・使途の状況

平成29年6月22日  
内閣官房社会保障改革担当室

# 社会保障4経費と消費税財源の推移のイメージ

- 社会保障と税の一体改革により、消費税率引上げによる増収分を含む消費税収(国・地方、従来の地方消費税収を除く)は、後代へのつけ回し軽減も含めて、すべて、社会保障に充当される(※1)。
- 平成29年度は、消費税収約8.2兆円分が社会保障の充実・下支え等に充てられている。
- 基礎年金国庫負担2分の1恒久化、社会保障充実分のみならず、後代へのつけ回し軽減分は、近年の社会保障の高齢化等に伴う自然増の財源確保の面からも、社会保障の安定に大きく寄与。

社会保障4経費の合計(国・地方)※2



※1 引上げ分の地方消費税については、地方税法第72条の116において、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てることとされている。

※2 社会保障4経費とは、「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」(消費税法第1条第2項)をいう。金額は財務省「日本の財政関係資料」等により内閣官房において作成したもので、各年度の当初予算の公費ベース(国・地方の合計)である。なお、本資料の社会保障4経費のほかにも、「社会保障4経費に則った範囲」の地方単独事業がある。

※3 従来の地方消費税1%分を除く。

# 社会保障と税の一体改革における社会保障の充実と安定化

【財源】 10%満年度時

≪消費税率5%→10%引上げ≫

## 社会保障の充実 +2.8兆円程度

子ども・子育て支援	0.7兆円程度
医療・介護	1.5兆円程度
年金	0.6兆円程度

消費税  
1%程度

消費税  
4%程度

## 社会保障の安定化 +11.2兆円程度

・基礎年金国庫負担割合  
1/2の恒久化 **3.2兆円程度**

年金の給付水準  
確保に大きく寄与

・後代への負担つけ回し  
の軽減 **7.3兆円程度**

近年の社会保障の  
高齢化等に伴う自然  
増の財源確保にも  
大きく寄与

・消費税率引上げに伴う  
社会保障4経費の増 **0.8兆円程度**

これまでに実施した主な施策 (H29年度時点)

計1.84兆円

### <子ども・子育て支援>

0.7兆円程度

- 子ども・子育て支援新制度の実施(平成27年度～)
  - ・ 29年度末までの5年間で約50万人分の保育の受け皿を拡大
  - ・ 保育所等の職員給与の3%改善
- 育児休業給付の支給割合の引上げ(平成26年度～)
  - ・ 休業開始前賃金の50% → 67%に引上げ(休業開始後6月)
- 社会的養護の充実(平成26年度～)
  - ・ 児童養護施設等における手厚い職員配置(5.5:1 → 4:1等)、
  - ・ 職員給与の3%改善と家庭的な養育環境の推進

### <医療・介護>

1.1兆円程度

- 国保の財政基盤の安定化(平成27年度～)
- 医療介護の提供体制の改革・地域包括ケア構築等(平成26年度～)
- 低所得者の医療保険料軽減の強化(平成26年度～)
  - ・ 国民健康保険約400万人、後期高齢者医療制度約110万人
- 低所得者の介護保険料軽減の強化(平成27年度～)
  - ・ 65歳以上の被保険者約2割(約650万人)を対象
- 難病・小児慢性特定疾病医療費助成制度の確立(平成26年度～)
  - ・ 医療費助成対象疾病の拡大  
難病(大人) : 56疾病→306疾病  
小児慢性特定疾病 : 597疾病→704疾病

### <年金>

0.03兆円程度

- 遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大(平成26年度～)
- 年金受給資格期間の短縮(平成29年8月施行、10月から支給) **← 先行実施**
  - ・ 老齢基礎年金の受給資格期間を25→10年に短縮 (約40万人) など

※ 平成29年度は、消費税財源(1.35兆円)のほか、重点化・効率化分▲0.49兆円も活用し、計1.84兆円分の充実を実施。

### 消費税率10%への引上げ財源で実施予定の施策

- 年金生活者支援給付金
  - ・ 低所得の年金受給者に、最大で月5,000円を給付
- 低所得者の介護保険料軽減の更なる強化
  - ・ 65歳以上の被保険者約3割(約650万人→約1,130万人)を対象
- その他 (医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険改革の充実分)

### 軽減税率制度の実施

(注1) 金額は公費の合計(国・地方の合計)であり、軽減税率制度の実施による減収分についての財源確保分を含む。また、上記の10%時の金額は、消費税率1%当たりの財源を2.8兆円と仮定し、機械的に試算している。実際の金額は、各年度の消費税収の動向等を踏まえて検討することになる。

(注2) 所得税法等の一部を改正する法律附則第170条において、軽減税率制度の実施に当たり、平成30年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより安定的な恒久財源を確保すること等とされている。

# 社会保障改革プログラム法に基づく主な重点化・効率化

( )内は(施行年度～平年度化される年度)

## H29年度までに平年度化するもの

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入 (H27～H29年度)
- 一定以上所得者の介護保険利用者負担の見直し(1割→2割) (H27～H28年度)
- 特別養護老人ホーム入所者等への補足給付の見直し (H27～H29年度)
- 特別養護老人ホーム多床室の居住費の見直し (H27～H28年度)

## H30年度以降に平年度化するもの

- 入院時の食事代の見直し (H28～H30年度)
- 国保組合の国庫補助の見直し (H28～H32年度)